

個人情報業務登録票

年 月 日

個人情報業務の名称	
登録番号	
業務の目的	
個人情報の利用目的	
対象となる個人の範囲	
業務の開始年月日	年 月 日
保有個人情報の項目	
保有個人情報保護管理責任者	
個人情報の収集の方法	本人 本人以外 (同意 法令 緊急 適正遂行 出版等 審議会) 目的外 (同意 法令 緊急 福祉向上 審議会)
個人情報の記録の媒体	文書及び帳票 フィルム 電磁的媒体 その他

目的外利用・外部提供記録票

(注:いずれか一方にマル印)

年 月 日

個人情報業務の名称		登録番号	
目的外利用となる利用の目的	(目的外利用でのみ記入)		
外部提供を行う理由	(外部提供でのみ記入)		
外部提供を受けたものの名称	(外部提供でのみ記入)		
目的外利用・外部提供を行う個人の範囲			
目的外利用・外部提供に係る保有個人情報の項目			
目的外利用・外部提供に利用した保有個人情報の記録の媒体	文書及び帳票	フィルム	電磁的媒体 その他
目的外利用・外部提供の根拠	1 本人同意又は本人への提供 (本人への提供は外部提供の場合のみ) 2 法令等該当 (根拠法令等:) 3 緊急 4 福祉向上 5 審議会承認 (承認日等:)		
目的外利用・外部提供の期間	年 月 日から 年 月 日まで 新規 ・ 継続		
備考			

外部電子計算機との結合記録票

年 月 日

個人情報業務の名称		登録番号	
外部電子計算機との結合を行った理由			
外部電子計算機との結合を行った相手方			
外部電子計算機との結合により処理する対象となる個人の範囲			
外部電子計算機との結合に係る個人情報の項目			
外部電子計算機との結合により処理する内容			
外部電子計算機との結合の根拠	1 本人同意 2 法令等該当 (根拠法令等：) 3 緊急 4 審議会承認 (承認日等：)		
外部電子計算機との結合の期間	年 月 日から 年 月 日まで 新規 ・ 継続		
備 考			

自己情報開示請求書

年 月 日

新宿区土地開発公社理事長 あて

請求者 住 所

氏 名

連絡先電話番号

新宿区土地開発公社個人情報保護規程第17条(第1項・第2項)の規定により、次のとおり自己情報の開示を請求します。

<p>自 己 情 報 の 件 名</p> <p>(請求に係る保有個人情報が記録されている文書の名称その他保有個人情報を特定するために必要な事項を、できるだけ具体的に記入してください。)</p>			
<p>請 求 の 趣 旨 及 び 理 由</p>			
<p>開 示 の 方 法</p>		<p>閲 覧</p>	<p>写 しの 交 付</p>
<p>法定代理人による請求(規程第17条第2項)の場合の本人の氏名等</p>	<p>本人の状況</p>	<p>右のうち該当するものを で囲んでください。</p>	<p>未成年者(15歳未満)</p> <p>未成年者(15歳以上)</p> <p>成年被後見人</p>
	<p>本人の氏名</p>		
	<p>本人の住所</p>		

自己情報訂正請求書

年 月 日

新宿区土地開発公社理事長 あて

請求者 住 所

氏 名

連絡先電話番号

新宿区土地開発公社個人情報保護規程第20条(第1項・第2項)の規定により、次のとおり自己情報の訂正を請求します。

<p>自 己 情 報 の 件 名</p> <p>(請求に係る保有個人情報が記録されている文書の名称その他請求に係る保有個人情報の具体的な範囲を記入してください。)</p>			
<p>請 求 の 趣 旨 及 び 理 由</p>			
<p>訂 正 を 求 め る 内 容</p> <p>(訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出してください。)</p>			
<p>法定代理人による請求(規程第17条第2項)の場合の本人の氏名等</p>	<p>本人の状況</p>	<p>右のうち該当するものを で囲んでください。</p>	<p>未成年者(15歳未満) 未成年者(15歳以上) 成年被後見人</p>
	<p>本人の氏名</p>		
	<p>本人の住所</p>		

自己情報利用停止請求書

年 月 日

新宿区土地開発公社理事長 あて

請求者 住 所

氏 名

連絡先電話番号

新宿区土地開発公社個人情報保護規程第22条(第1項・第2項)の規定により、次のとおり自己情報の利用停止を請求します。

<p>自 己 情 報 の 件 名</p> <p>(請求に係る保有個人情報が記録されている文書の名称その他請求に係る保有個人情報の具体的な範囲を記入してください。)</p>			
<p>請 求 の 趣 旨 及 び 理 由</p>			
<p>利 用 停 止 を 求 め る 内 容</p>		<p>(利用の停止 消去 提供の停止)</p>	
<p>法定代理人による請求(規程第17条第2項)の場合の本人の氏名等</p>	<p>本人の状況</p>	<p>右のうち該当するものを で囲んでください。</p>	<p>未成年者(15歳未満) 未成年者(15歳以上) 成年被後見人</p>
	<p>本人の氏名</p>		
	<p>本人の住所</p>		

(文書番号)
年 月 日

様

新宿区土地開発公社
理事長

別紙「請求書の写し」のとおり、 年 月 日付けで、あなたの法定代理人である
()様
から請求のあった「あなたの個人情報の開示」について、「あなた自身の意思を確認」します。

以下の「開示請求に関する本人意思確認書」について、あなたご自身で「同意する」・「同意しない」のいずれかを で囲み、住所及び氏名を記入の上、「 年 月 日まで」
にご返送ください。

なお、あなたが「同意」した場合であっても、新宿区土地開発公社個人情報保護規程の規定
により請求に応じないことがあります。

(お問い合わせ先)
新宿区土地開発公社
(電話番号)

開示請求に関する本人意思確認書

私の法定代理人()が
私に代わって別紙「請求書の写し」のとおり請求した「私の個人情報の開示」に関する請求に
ついて

- 1 同意する。
- 2 同意しない。

(「同意する」・「同意しない」のいずれかを で囲んでください。)

年 月 日

住所

氏名

(氏名は必ずご自身で記入(自署)してください。)

(文書番号)
年 月 日

自己情報開示・非開示決定通知書

様

新宿区土地開発公社
理事長

年 月 日に請求のあった自己情報については、新宿区土地開発公社個人情報保護規程(以下「規程」と称します。)第26条第1項の規定により、次のとおり
(全部を開示する ・ 一部を開示する ・ 全部を開示しない)
ことを決定したので、通知します。

請求に係る自己情報の内容	
(全部開示・一部開示のとき) 新宿区における当該情報の利用目的	
(一部開示のとき) 開示しない部分	
(一部開示のとき・全部開示しないとき) 開示しない理由及び根拠	規程第 条 号該当
(全部開示・一部開示のとき) 開示の方法	閲覧 写しの交付 視聴
(全部開示・一部開示のとき) 開示の日時	年 月 日() 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
(全部開示・一部開示のとき) 開示の場所	
問合せ先	新宿区土地開発公社 (電話)

- (注) 1 お越しの際には、この通知書を公社の係員に提示してください。
- 2 この通知書に記載されている開示の日時に都合がつかない場合には、あらかじめその旨、電話等で新宿区土地開発公社までご連絡ください。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新宿区土地開発公社に対して異議申出をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申出をすることができなくなります。)

(文書番号)
年 月 日

自己情報訂正・非訂正決定通知書

様

新宿区土地開発公社
理事長

年 月 日に請求のあった自己情報については、新宿区土地開発公社個人情報保護規程第26条第2項の規定により、次のとおり

(全部訂正を行う ・ 一部訂正を行う ・ 訂正を行わない)
ことを決定したので、通知します。

請求に係る自己情報の内容	
(全部訂正・一部訂正のとき) 新宿区における当該情報の利用目的	
(全部訂正・一部訂正のとき) 訂正の内容	
(一部訂正のとき・訂正を行わないとき) 訂正を行わない理由	
問合せ先	新宿区土地開発公社 (電話)

(注) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新宿区土地開発公社に対して異議申出をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申出をすることができなくなります。)

(文書番号)
年 月 日

自己情報利用停止・非利用停止決定通知書

様

新宿区土地開発公社
理事長

年 月 日に請求のあった自己情報については、新宿区土地開発公社個人情報保護規程第26条第3項の規定により、次のとおり

(全部利用停止を行う ・ 一部利用停止を行う ・ 利用停止を行わない)
ことを決定したので、通知します。

請求に係る自己情報の内容	
(全部利用停止・一部利用停止のとき) 新宿区における当該情報の利用目的	
(全部利用停止・一部利用停止のとき) 利用停止の方法及び利用停止に係る 保有個人情報の内容	利用の停止 ()
	消去 ()
	提供の停止 ()
(一部利用停止のとき・利用停止を行わないとき) 利用停止を行わない理由	
問合せ先	新宿区土地開発公社 (電話)

(注) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新宿区土地開発公社に対して異議申出をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申出をすることができなくなります。)

(文書番号)
年 月 日

自己情報開示決定等期間延長通知書

様

新宿区土地開発公社
理事長

年 月 日に請求のあった自己情報の〔 開示 訂正 利用停止 〕
については、新宿区土地開発公社個人情報保護規程第27条第2項の規定により、次のとおり
開示決定等の期間を延長したので、通知します。

当該請求に対する開示決定等を行ったときは、別途、書面により通知します。

なお、この通知による期間内に、請求に対するすべての決定を行うことができない場合は、
期間を再度延長する場合があります。この場合も、別途、書面により通知します。

また、再度延長する場合において、請求のうちの一部について開示決定等を行うことがで
きるようになったときは、下欄に掲載する「延長後の期間」のうちに、当該一部に関する開
示決定等を行い、別途、書面により通知します。

請求の区分	開示 (閲覧 写しの交付 視聴) 訂正 利用停止 (利用の停止 消去 提供の停止)
請求に係る個人情報の内容	
延長の理由	
規程第27条第2項に規定する 延長後の期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
問合せ先	新宿区土地開発公社 (電話)

(文書番号)
年 月 日

自己情報開示決定等期間再延長通知書

様

新宿区土地開発公社
理事長

年 月 日に請求のあった自己情報の〔 開示 訂正 利用停止 〕
については、新宿区土地開発公社個人情報保護規程第27条第3項の規定により、次のとおり
開示決定等の期間を再延長したので、通知します。

当該請求に対する開示決定等を行ったときは、別途、書面により通知します。

請求の区分	開示 (閲覧 写しの交付 視聴) 訂正 利用停止 (利用の停止 消去 提供の停止)
請求に係る個人情報の内容	
再延長の理由	
開示決定等を行う期限	年 月 日 ()
問合せ先	新宿区土地開発公社 (電話)

第13号様式(第13条関係)

(文書番号)
年 月 日

保有個人情報訂正通知書

様

新宿区土地開発公社
理事長

先に提供した下記件名の個人情報については、新宿区土地開発公社個人情報保護規程第26条第2項の規定により訂正を行ったので、同規程第30条の規定により次のとおり通知します。

個人情報の件名	
訂正の内容	
訂正を行った日	年 月 日 ()
問合せ先	新宿区土地開発公社 (電話)

第14号様式(第14条関係)

(文書番号)
年 月 日

審査会諮問通知書

様

新宿区土地開発公社
理事長

年 月 日付けの開示決定等に対する異議申出について、新宿区土地開発公社
個人情報保護条例第32条第4項の規定により新宿区土地開発公社情報公開・個人情報保護審査
会に諮問したので、同条第5項の規定により通知します。

請求に係る個人情報の内容	
異議申出の内容	
諮問した日	年 月 日 ()
問合せ先	新宿区土地開発公社 (電話)
備考	